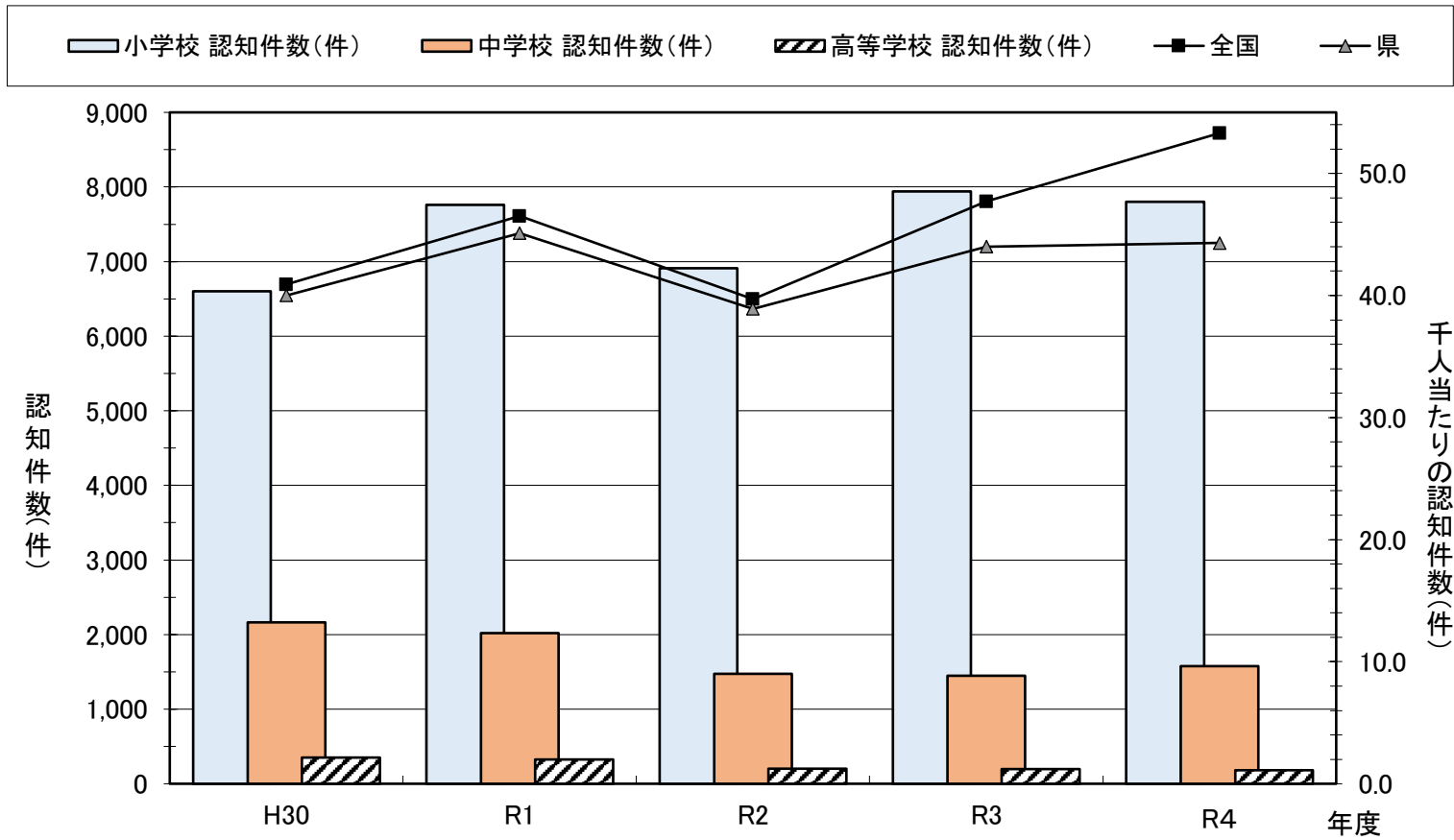


令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文科省)より

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、9,603件（前年度9,668件）であり、前年度より65件（0.7%）減少。1,000人当たりの認知件数は44.3件である。
- 学校種別では、中学校の認知件数が増加し、小学校、高等学校、特別支援学校では減少。増加の背景には、様々な活動が徐々に再開され接触機会が増加したことが考えられ、減少の背景にはこれまで以上に児童生徒に目を配り予防的な支援・指導を行ったこと等が考えられる。

1 校種別認知件数及び1,000人当たりの認知件数の推移



年度		H30	R1	R2	R3	R4	
小学校	認知件数	6,603	7,758	6,910	7,942	7,803	
	前年度増減	2,615	1,155	▲ 848	1,032	▲ 139	
中学校	認知件数	2,166	2,020	1,475	1,450	1,576	
	前年度増減	1,075	▲ 146	▲ 545	▲ 25	126	
高等学校	認知件数	351	325	203	198	180	
	前年度増減	137	▲ 26	▲ 122	▲ 5	▲ 18	
特別支援学校	認知件数	86	95	50	78	44	
	前年度増減	50	9	▲ 45	28	▲ 34	
合計	認知件数	9,206	10,198	8,638	9,668	9,603	
	前年度増減	3,877	992	▲ 1,560	1,030	▲ 65	
	1,000人当たりの認知件数	県	40.0	45.1	38.9	44.0	44.3
		全国	40.9	46.5	39.7	47.7	53.3

(注)調査対象校: 県内国公私立小中高(通信制含む)特別支援学校 713校

2 いじめ発見のきっかけ

[単位：件、%]

区分		令和4年度			令和3年度		
		計	構成比		計	構成比	
			県	全国		県	全国
学校の教職員等が発見		5,553	57.8	63.8	5,795	59.9	66.2
内訳	アンケート調査などの学校の取組により発見	3,538	36.8	51.4	3,688	38.1	54.2
	学級担任が発見	1,690	17.6	9.6	1,788	18.5	9.5
	学級担任以外の教職員が発見	243	2.5	2.4	236	2.4	2.1
	養護教諭が発見	63	0.7	0.3	62	0.6	0.3
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	19	0.2	0.1	21	0.2	0.1
学校の教職員以外からの情報による発見		4,050	42.2	36.2	3,873	40.1	33.8
内訳	本人からの訴え	2,352	24.5	19.2	2,241	23.2	18.2
	本人の保護者からの訴え	1,102	11.5	11.8	963	10.0	10.7
	他の児童生徒からの情報	409	4.3	3.6	409	4.2	3.4
	他の保護者からの情報	152	1.6	1.3	236	2.4	1.2
	学校以外の関係機関からの情報	21	0.2	0.1	19	0.2	0.1
	その他（匿名による投書など）	3	0.1	0.1	4	0.1	0.1
	地域の住民からの情報	11	0.1	0.1	1	0.1	0.1
計		9,603	100.0	100.0	9,668	100.0	100.0

(注) 構成比については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

3 いじめの態様（複数回答）

[単位：件、%]

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	構成比	
						県	全国
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	4,498	1,064	99	20	5,681	59.2	57.4
仲間はずれ、集団による無視をされる	1,161	163	32	4	1,360	14.2	11.7
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	2,109	194	11	4	2,318	24.1	23.4
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	614	57	5	0	676	7.0	6.5
金品をたかられる	48	9	3	1	61	0.6	0.9
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	496	54	3	1	554	5.8	5.4
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする	364	114	17	2	497	5.2	10.0
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	92	105	43	6	246	2.6	3.5
その他	384	61	16	8	469	4.9	4.5
計	9,766	1,821	229	46	11,862		

(注) 構成比は、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

4 いじめの解消の状況

[単位：件、%]

区分	件数	構成比	
		長野県	全国
解消済み ※1	7,892	82.2	77.1
取組中	1,697	17.7	22.8
その他 ※2	14	0.1	0.1
計	9,603	100.0	100.0

※1: 解消済み(下記2項目を満たして解消となる)

①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続。

②被害児童生徒本人及びその保護者に対する面談等により、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが認識できる。

※2: 転居等で一定の人間関係が解消 等

5 いじめ重大事態

[単位：件]

区分	長野県	全国
発生校数	3	844
発生件数	3	923
1号重大事態	2	448
2号重大事態	1	617
1,000人当たりの発生件数	0.01	0.07

(注) 調査対象校: 国公立小中高(通信含)特別支援学校 713校

・第1号重大事態とは、「いじめ」により当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・第2号重大事態とは、「いじめ」により当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・1件の「重大事態」が、第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

現在および今後の取組等について

□ 心理・福祉等の専門家による教育相談体制の充実

・スクールカウンセラーによる相談体制の充実や予防的取組

スクールカウンセラーを全ての小中学校に配置、特別支援学校、高等学校に派遣し、いじめ、不登校をはじめとする子どもの悩みに寄り添い、臨床心理の専門性に基づく心のケアを行うとともに、心理プログラム、ソーシャルスキルトレーニングなどによる子どもの悩みの未然防止、授業参観・行動観察等による早期発見・早期対応など予防的な取組も実施する。

また、カウンセリングを受けたくても学校に来ることができない子どものために、子どもの居場所に出向いての相談支援やオンラインを活用した遠隔カウンセリングを実施。

・スクールソーシャルワーカーによる子どもを取り巻く環境等の改善と関係機関との連携

社会福祉や精神保健福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、いじめ・不登校等の背景にある家庭的な問題に対し、児童生徒を取り巻く環境等の改善を図る。

教育事務所には各1名のスーパーバイザーを配置し、支援力の向上を図る。

また、市教育委員会への派遣を拡充し、要保護児童対策地域協議会との連携や学校訪問などのアウトリーチを実施し、切れ目のない支援を推進する。

支援を必要としている児童生徒が100%相談できる体制を目指して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに、次年度以降も支援の拡充に努めていく。

・24時間子どもSOSダイヤル（学校生活相談センター）による相談

学校生活の悩みについて保護者、児童生徒からの電話相談に24時間対応する。

・LINE相談事業「ひとりで悩まないで@長野」

対面や電話では相談しづらい子どもたちの相談したい気持ちに応えるため、LINE相談を今年で実施する。

□ SOSの出し方・SOSに対する感度の向上を支援

・SOSの出し方に関する教育

子どもが、現在又は今後起こり得る危機的状況に対し、適切な援助希求行動ができるようにすることや、身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにするための取組を推進する。

・高等学校ソーシャルスキルトレーニング等活用事業

生徒同士のコミュニケーション力の向上や、教職員の生徒への個別支援力並びに生徒自身の自己肯定感や自己有用感を高め学校における人間関係づくりを促進する。

□ いじめの重篤化を防ぐ取組

長野県いじめ問題対策連絡協議会での協議を経て作成した、重篤化を防ぐための留意点を示した対応マニュアルを、全ての学校と市町村教育委員会に引き続き周知し、適切な対応と体制づくりに向けた取組を推進する。

また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省：平成29年3月）」及び「いじめ防止等のための基本的な方針（長野県：平成30年3月改定）」に沿ったいじめ防止対策を各学校が適切に実施できるよう、体制の整備と研修機会の充実を図る。

□ 不登校児童生徒に対する支援

・多様な学びの場の充実

市町村が設置する教育支援センターの機能拡充やフリースクールへの支援を充実させるとともに、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）も含めた多様な学びの場の在り方について検討する。

また、校内教育支援センター（校内サポートルーム）については、「学びの改革パイオニア校」による成果を全県で普及していく。

・不登校児童生徒の学びのサポートガイド「はばたき」等の活用

不登校児童生徒に向き合う大人が共通認識を持ちながら支援していくため、不登校児童生徒の出席扱いや学習評価、フリースクールとの連携に関わる取組等についてまとめた学びのサポートガイド「はばたき vol11、vol12」や、今年度、「不登校児童生徒等の学びの継続支援に関する懇談会」で作成予定の「学校に行きづらい子ども・保護者と学校を結ぶコミュニケーションシート（仮）」等を活用し、適切な支援体制づくりに向けた取組を推進する。

・子どもと親の相談員・不登校児童生徒支援加配教員の配置

不登校児童生徒数が多い小・中学校に専任の相談員や加配教員を配置し、不登校児童生徒の家庭訪問支援・登校援助・学習支援等を実施する。